

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 A 外2名

被告 牧場経営者Y 外2名

直送済

## 被告恵庭市準備書面(8)

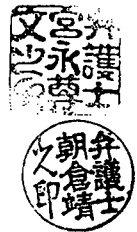
令和7年10月3日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告恵庭市訴訟代理人

弁護士 宮 永 尊 文

弁護士 朝 倉 靖



### 第1 求釈明について

#### 1 求釈明事項1 (被告恵庭市答弁書22頁の記載内容に関して)

##### (1) 裁判所からの求釈明の要旨

被告恵庭市答弁書第3、1(5)オ(答弁書22頁)において、「年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らないの項目についても、該当するという確認は取れず、保護を求めているようなことも確認できなかった」とされているが、同項目について「該当しない」ということであれば、原告らが年金や賃金の管理方法を知っていたということになるのか。

##### (2) 求釈明に対する被告恵庭市の回答

被告恵庭市は、答弁書22頁において、「障がい者虐待発見チェ

ックリスト」(乙C2・14頁)への該当性の有無について述べているが、これは平成29年2月8日のX 牧場訪問時点において虐待の疑念を覚知していたという趣旨ではなく、答弁書作成時の事後的評価として言及したものである。繰り返し主張しているとおり、本件事案については、虐待の相談や通報、届出はなく、あくまでも障がい者の困りごと相談として対応しており、障害者総合支援法における相談支援ケースとして訪問しているものであるから、当時、チェックリストの携行や訪問後の活用等を行う必要性は存在せず、障害者虐待防止法に基づく事実確認のための調査を行う根拠も存在しなかった。ただし、障がい者の相談支援ケースであるという性質上、一般的な虐待の有無の見当をつけることは担当職員の役割といえることから、担当職員の知識・経験から、「チェックリストに相当する一定範囲の状況の吟味」を相談支援の範疇の中で行い、概括的に経済的虐待の可能性はないという認識に至ったというのが事実である。

そのような前提を踏まえ、被告恵庭市答弁書21頁に記載しているとおり、平成29年2月8日の訪問時、金銭管理に関する訴外亡牧場経営者Xの説明は、「年金は本人達の生活に使っている、お金は本人名義の通帳で管理している」といったものであったことから、同項目については、文字通り「該当するという確認は取れず」と述べたものであって、原告らが年金や賃金の管理方法を知っていた旨主張しているものではない。

2 求釈明事項2(被告恵庭市による金銭管理についての指導等の状況)

(1) 裁判所からの求釈明の要旨

一般論として、いわゆる里親・里子の関係がある場合に、里親

による里子の金銭管理がルーズになりやすいことが想定される  
ところ、被告恵庭市は育恵会に関与するなどしていた立場上、X  
牧場を含む牧場主らに対し、金銭管理に関して、指導、啓発等  
を行っていたか。

(2) 求釈明に対する被告恵庭市の回答

これまでも主張しているとおおり、被告恵庭市の育恵会に対する  
関与はあくまでも事務的な側面に限るものであり、その実質的な  
運営に直接関与するものではない。したがって、被告恵庭市は、  
育恵会やその構成員である牧場主らに対して直接指導する立場  
にはなく、実際に金銭管理に関する具体的な指導、啓発等を行っ  
てきた事実はない。しかし、他人の財産を勝手に費消することは  
横領罪にもなりかねない行為であるから、いわゆる里親が里子の  
金銭を自由に利用しがちであるとの認識自体に疑問がある。仮に、  
かような一般論を想定したとしても、被告恵庭市が、牧場主らに  
具体的な指導、啓発を行ってこなかったことをもって、その不作  
為に違法性を見出すのはいかにも論理の飛躍があると言わざる  
を得ない（上記の一般論から作為義務を導き出すことはできな  
い。）。

第2 原告らの令和7年6月7日付求釈明申立書（6）について

同書面において、釈明を求められている事項について、被告恵庭市  
は、令和7年9月5日に開催された口頭弁論期日において回答したが、  
内容の明確化のため本書面においても回答しておく。

原告らは、被告恵庭市に対し、乙C第25号証（平成26年6月1  
6日付「農業経営改善計画認定申請書」）の後ろから2枚目に「新た  
な農業経営指標」の5年目の自己チェック結果を提出するとの記載が

あることから、平成26年から起算して5年目（平成30年）の自己チェック結果が存在するはずであるとの認識のもので、同チェック結果の提出を求めている。

この点、結論としては、同チェック結果を記載した書面は存在しないため提出することはできないというのが被告恵庭市の回答となる。本農業経営改善計画関係書類は、申請・認定の年度（平成26年度）に提出された書類を、翌年度（平成27年度）の初めに関係機関（農協等）へ提出するために右上部に一連番号を付してひとまとめにする事務処理がなされているものであり、個別の書類（個人情報に関する同意書を除く）は、遅くとも平成26年度中に提出された書類である。よって、原告らが想定するような「平成26年から起算して5年目（平成30年）の自己チェック結果」は本関係書類内には存在しない。

そして、農業経営改善計画関係書類全体の保存年限が5年であることから、原告が想定する「自己チェック結果」については、農業経営改善計画認定の終期である令和元年度の翌年度（令和2年度）から起算して5年となる令和6年度末で保存期限が満了しているため、仮に、これが存在していたとしても廃棄されている（なお、乙C第25号証は、廃棄前に被告恵庭市内部の手続により農政課からコピーの提供を受けていたことから写しとして証拠提出することができたものである。）。

また、X牧場が酪農部門を閉鎖したのは平成28年であるから、「平成26年から起算して5年目（平成30年）」に自己チェック結果を提出する必要性自体が存在しないため、そもそも平成30年には同チェック結果は作成されていなかった可能性が極めて高い。

以上